

**三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等について  
～みえ子どもスマイルレポート 平成 28 年度(2016 年度)版 ～**

**平成 28 年(2016 年)6月**

**三 重 県**

## 目 次

はじめに

・・・ 1

1 子ども条例に基づく施策の実施状況

・・・ 3

2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点的な取組に  
係る進捗状況

・・・ 7

3 今後の取組

・・・ 44

別表 平成 27 年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧

・・・ 45

## はじめに

本県の平成 27 年の出生数は 13,950 人で平成 18 年以来 9 年ぶりに増加に転じ、合計特殊出生率も 1.51 で前年より 0.06 高くなりましたが、依然として少子化の傾向が続いています。

「みえ県民意識調査」の結果によると、結婚や子どもを持つことについて理想と現実にギャップが生じており、さまざまな事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実があります。

また、家族のあり方はさまざま多様化している中で、子どもを取り巻く環境は以前よりも複雑かつ多様化しており、子どもに関わるさまざまな問題が顕在化しています。

県では平成 23 年 4 月に、「子どもの権利条約」の理念にのっとり、「子どもの権利が尊重される社会」の実現をめざすため、「三重県子ども条例」(以下「条例」という。)を施行しました。

条例では、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利や自ら育つ力と多くの可能性があるとしたうえで、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」を進めるため、「子どもを権利の主体として尊重する」「子どもの最善の利益を尊重する」「子どもの力を信頼する」の 3 つを基本理念とするとともに、県の責務や子どもに関わるさまざまな主体の役割を明らかにしました。

このような中、平成 26 年度には少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけ、「三重県地域少子化対策強化計画」に基づき、ライフステージ毎に切れ目のない支援を進めたほか、条例の基本理念もふまえ、少子化対策計画をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(平成 27 年度～31 年度) を策定し、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして取組を進めているところです。

この報告は、今後の施策へ反映するため、子ども条例第 15 条の規定に基づき行う年次報告として、平成 27 年度の子ども施策に関する取組状況について、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の重点的な取組に係る進捗状況とともにまとめたものです。

# 「三重県子ども条例」の構成

